

室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

（室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成10年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

本年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、市議会議員の期末手当の支給割合の改定を行いたいので、本案を提出する。